

土壌汚染対策法・埼玉県生活環境保全条例に基づく届出について

3, 000㎡以上の土地の形質変更や改変を行う場合、次の2種類の届出が必要です。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については、900㎡以上の土地の形質変更を行う場合、①の届出が必要です。

	① 土壌汚染対策法	② 埼玉県生活環境保全条例
根拠	法第4条第1項	条例第80条第1項
届出日	形質変更着手30日前まで	改変着手事前に（法第4条第1項の届出よりも前が望ましい。）
面積の考え方	開発区域の中の『切土』・『盛土』を合わせた面積	開発を行う土地全体の面積 （建屋の解体の場合には、解体に係る面積）
届出不要条件	<p>1. 次のいずれにも該当しない行為</p> <p>イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。</p> <p>ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。</p> <p>ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。</p> <p>2. 農業・林業・鉱業に係る行為</p> <p>3. 非常災害のための応急措置として行う行為</p>	<p>耕作又は主として家畜の放牧若しくは養畜の業務のために採草等の農用地に係る行為</p> <p>（農地転用に伴う改変は除外されません。）</p>
届出様式	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 （土壌汚染対策法 様式第六）	特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書 （生活環境保全条例 様式第32号）
添付書類	<p>①位置図・案内図</p> <p>②平面図（土地の形質変更（切土・盛土等）が行われる範囲を明らかにしたもの。土地改変計画図等）</p> <p>③公図（地番が明示された平面図）</p> <p>④当該地の登記事項証明書</p> <p>⑤形質変更実施同意書（土地所有者と改変を行う者が異なる場合）</p>	<p>①位置図・案内図</p> <p>②平面図（土地の形質変更（切土・盛土等）が行われる範囲を明らかにしたもの。土地改変計画図等）</p> <p>③公図（地番が明示された平面図）</p> <p>④当該地の登記事項証明書</p> <p>⑤過去の土地利用状況を調査した資料（地図、航空写真、近隣住民へのヒアリング資料等）</p>

相談窓口

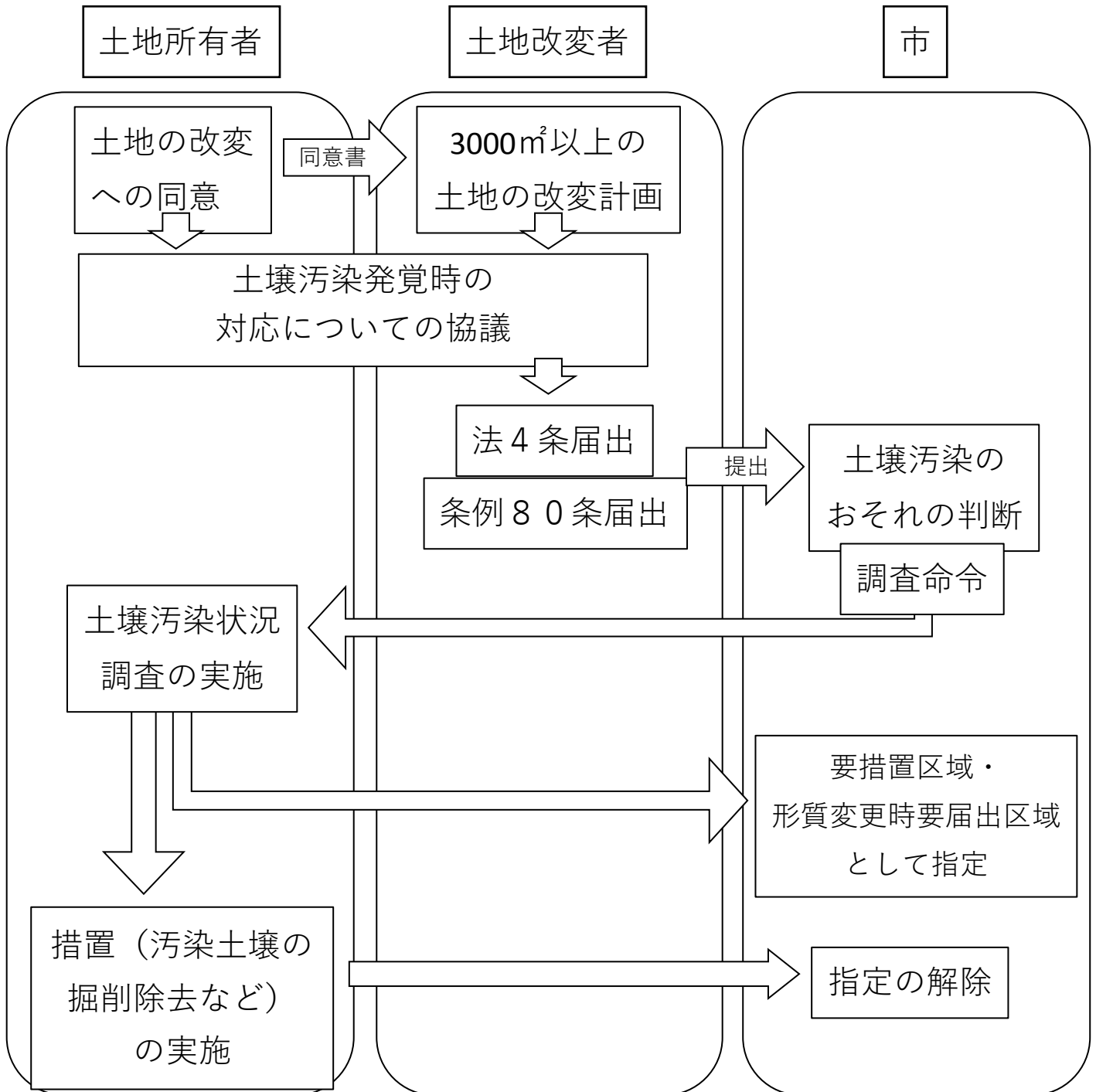
熊谷市 環境部 環境政策課 公害対策係（熊谷市役所 江南庁舎2F）

住所：熊谷市江南中央1-1

TEL：048-536-1548

FAX：048-536-2009

3,000㎡以上の土地改変に伴う手続きについて(例)



法：土壌汚染対策法

条例：埼玉県生活環境保全条例

※上記フローはあくまでも一例です。個々の事例により対応は異なるため、早めのご相談をお願いしています。